



題字は斎藤邦吉先生書

発行所 昭和48年3月14日 厚生省環第171号認可 全国環境整備事業協同組合連合会 103-0027 東京都中央区日本橋2-9-1 竹一ビル4階 TEL (03) 3272-9939 FAX (03) 3272-9938

環境整備事業関係広報紙

【10月号】

本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃・産業廃棄物等の取扱業者による全国団体の広報誌です。会員・関係企業・官公庁・地方公共団体に頒布しております。

目次

- 1面……行政の区域割りで公取見解
2・5面……原価計算や 通知・判例で研修会
6面……全国浄化槽行政担当者会議開く

全国環整連

行政の区域割りは独禁法抵触せず、公取見解

平成30年度理事会で各委員会等の活動承認

全国環境整備事業協同組合連合会（玉川福和会長）は9月28日、東京一ツ橋の如水会館で平成30年度第2回理事会を開催した（写真）。財務報告ならびに各委員会等の活動報告、第44回全国大会（青森）の開催概要を審議・承認した。このうち合理化適正・下水道農集委員会からは、公正取引委員会中部事務所から「行政が業者の責任区域を定めることは、独占禁止法に抵触しない」との見解が示されたことを報告し、適正処理の確保に向け、一般廃棄物処理計画に基づく区域割りを実施することの必要性を確認した。

理事会は午後1時半に各委員会等の活動報告を始まり、第1号議案では「行った。」



財務報告は7・8月の収支一覽と旅費補助・旅費・宿泊費の支払明細、30年度組合別賦課金入金状況を報告した。合理化適正・下水道農集委員会は、徳島県および奈良県における現地支援の状況、公正取引委員会中部事務所と行った打ち合わせの概要を報告した。公正取引委員会には、区域割りに関する見解を求めたところ、「廃棄物処理法第6条における一般廃棄物処理計画により許可区域が定められていれば、随意契約となり独占禁止法に抵触しない」と、競争が望ましくない地域や業務として、行政が業者の責任区域を定めることに違法性はないとする

も、全域許可の業者同士が独自に区域を定めていることは「地域割りの協定（カルテル）」にあたり不法行為となる。また暗黙であれ、行政が業者間の地域割りを認めて業務発注すれば官製談合に当たると注意を促した。

循環資源委 盛岡・広島でし尿・ごみ原価計算研修 料金適正化の必須課題に100人が参加

浄化槽委員会は、8月の活動報告と、全国環境連水再生システムの認定基準、認定フロー、さらに「浄化槽電子カルテシステム」の「透視度」項目について機能強化を行ったことを報告した。広報編集委員会は、8月の取材活動報告と、広報環境連の発行スケジュールを報告した。青年部会は、9月6日に「西日本地区青年部研修会」を開催し、43名が出席したことを報告した。

また許可の料金については「各社が独自に算定した原価計算書に基づいた料金設定を行政に提出すれば問題ないが、業者同士で意思疎通し決めていくことは料金協定（カルテル）」にあたる。「2業者で見積もり合わせをするれば入札談合となる」とした。

循環資源委員会は、鳥取県における現地支援と、研修会の開催状況を報告した。また関連情報として、環境省が今年3月16日に発出した「廃棄物処理法の一部を改正する法律等の施行について」、同日に発出した「建築物の解体時等における残置物の取り扱いについて」とする通知の概要を解説されている。

委託料が不当に低額である場合、受託者はその額に見合う程度の作業を行うか、他の収益でカバーせざるを得ないが、一般廃棄物の収集・運搬業者は専門業者であるため不足額を他の収益でカバーすることができない。よって手抜き作業や不法投棄を回避する制度的な補償には不可欠だ。（詳細は2面に掲載）



ホテル青森で第44回全国大会

「一般廃棄物の処理責任と適正処理、行政の責任と業界の義務」を大会テーマに、一般廃棄物処理計画の重要性と、委託・許可業者への区域割りの必要性を考える。さらに平成26年1月28日福井県小浜市の「一般廃棄物処理業の新規許可」をめぐる最高裁判決、同年4月3日佐賀県伊万里市の「随意契約の適法性と合特法に関する損害賠償」をめぐる最高裁判決の二つの判例を取り上げ、司法判断の背景を読み取り、地域の環境保全への貢献を目指す。

大会初日の15日は主催者あいさつ、功労者に対する表彰、県知事並びに市長、地元国会議員の来賓挨拶など大会式典を執り行う。引き続き講演では、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課の名倉良雄課長による「廃棄物・リサイクル行政の最近の動向」、林勘市弁護士による「廃棄物処理法と合特法に共通する基本理念」が行われる。これらの講演内容を踏まえ、全国環境連の合理化適正・下水道農集委員会の牧野好晃委員長が司会となり、パネルディスカッションを開催。パネラーには青森県議会の越前陽悦議員、県環境生活部の澤田靖環境政策課長、青森市環境部の若佐昭人理事、全国環境連顧問弁護士の林勘市弁護士、循環資源委員会の関根信委員長、地元業者から津軽清掃の角田憲亮代表取締役らが参加する。福井県小浜市の最高裁判決でも示された「一般廃棄物処理業は自由競争で行わせる事業ではない」というテーマに、一般廃棄物の適正処理と区域割りのあり方について議論する。一日の成果について、玉川福和全国環境連会長が論点整理などまとめを行い、午後6時半からは全国の組合員、地元議会、行政担当者らと交えた同会場にて懇親会を開催する。

全国環整連 組合員、地元行政など900人が参加

翌16日は、合理化適正・下水道農集委員会、浄化槽委員会、循環資源委員会、広報編集委員会の各委員長が活動方針等を説明し、大会本会議で政府に対する要望決議、大会スローガン、大会宣言を採択する予定。



循環資源委

原価計算や
関連通知・判例等解説

各地域での適正料金確保へ人材育成

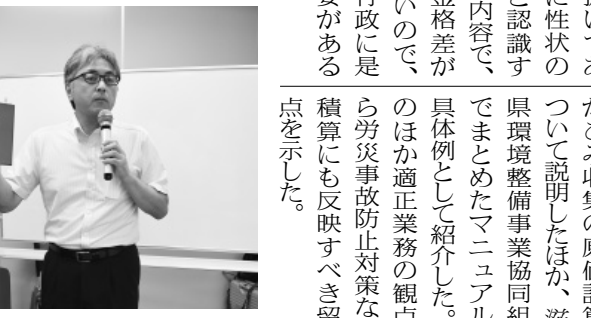
全国環境連の循環資源委員会が8月27・28日に開いた原価計算研修会(写真下)は、組合員が自らの地域で適正な収集運搬料金を自力で算出できるように支援することを目的に、「み・し尿収集運搬料金の積算(原価計算)」「留意すべき廃棄物処理法・通知・裁判例の判例」を中心に解説した。

廃棄物処理法施行令・第4条にある委託基準、廃棄物処理法・第7条の許可と義務について。また、昭和54年の札幌高裁の判例を取り上げ「廃棄物処理法は、最低価格の入札と契約を締結する一般競争入札の制度とは異なる建前を持つ」との司法判断の事例を紹介した。



リサイクル対策部長(当時)が全都道府県知事及び各政令市の市長に「平成26年10月8日の同省廃棄物リサイクル対策部長通知」を踏まえた廃棄物処理法の適正な運用の徹底についてを解説した。

その後、実際に原価計算ソフトに参加者がそれぞれ諸経費の値を入力し、し尿収集の原価計算について研修した。



鈴木幹事

年1月28日の最高裁判決は、廃棄物処理法において一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない。「当該地区における需給の均衡及びその動向による既存の許可業者への事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えを伝達している。

その後、実際に原価計算ソフトに参加者がそれぞれ諸経費の値を入力し、し尿収集の原価計算について研修した。

鈴木幹事

3R財団・藤波部長講演

廃掃法主目理解すれば随契が正常

税収不足で入札化は自治体の勉強不足

広島県環境整備事業協会の循環資源推進委員会が9月19日、全国環境連・循環資源部の原価計算研究会と併催で研修会を実施した。講師に(公財)廃棄物・3R研究財団の藤波博司部長を招き「廃棄物・リサイクルを巡る国内外の動向」と題して講演が行われた。特に②廃棄物処理法の基礎と実務では「委託料が受託業務を遂行するに足りる額」という条文は以前からある。大きな自治体では競争入札にならず随意契約。税収不足で入札にしようとするのは勉強不足、という内容で、午前中(循環資源委員会の研修)で説明がありました。施設

市町村の概要を説明した「行令の第4条第5項の⑤に「委託料が受託業務を遂行するに足りる額である」と、こういう条文は以前からあるのです。ですから地方自治法で入札制度があるのですが、普通は大きな自治体、人口50万人以上の都市では、これの中で市町

市町村の概要を説明した「行令の第4条第5項の⑤に「委託料が受託業務を遂行するに足りる額である」と、こういう条文は以前からあるのです。ですから地方自治法で入札制度があるのですが、普通は大きな自治体、人口50万人以上の都市では、これの中で市町

ただ廃棄物処理法でも「随契でやりなさい」といっていいから、一般論では慣例で入札にしようとする。それは勉強していない自治体です。

不景気の時に役所にお金を上げてくださるといって、みなさんの会社が不景気ですから、環境担当の財政部局に行ったら何を言っているんだということになる。みなさんからの要望は、そこに積まれてしまっている。

「随契でやりなさい」といっていいから、一般論では慣例で入札にしようとする。それは勉強していない自治体です。

「随契でやりなさい」といっていいから、一般論では慣例で入札にしようとする。それは勉強していない自治体です。

市町村による直営処理

市町村の概要を説明した「行令の第4条第5項の⑤に「委託料が受託業務を遂行するに足りる額である」と、こういう条文は以前からあるのです。ですから地方自治法で入札制度があるのですが、普通は大きな自治体、人口50万人以上の都市では、これの中で市町

市町村の概要を説明した「行令の第4条第5項の⑤に「委託料が受託業務を遂行するに足りる額である」と、こういう条文は以前からあるのです。ですから地方自治法で入札制度があるのですが、普通は大きな自治体、人口50万人以上の都市では、これの中で市町

市町村の概要を説明した「行令の第4条第5項の⑤に「委託料が受託業務を遂行するに足りる額である」と、こういう条文は以前からあるのです。ですから地方自治法で入札制度があるのですが、普通は大きな自治体、人口50万人以上の都市では、これの中で市町

市町村の概要を説明した「行令の第4条第5項の⑤に「委託料が受託業務を遂行するに足りる額である」と、こういう条文は以前からあるのです。ですから地方自治法で入札制度があるのですが、普通は大きな自治体、人口50万人以上の都市では、これの中で市町

市町村の概要を説明した「行令の第4条第5項の⑤に「委託料が受託業務を遂行するに足りる額である」と、こういう条文は以前からあるのです。ですから地方自治法で入札制度があるのですが、普通は大きな自治体、人口50万人以上の都市では、これの中で市町

市町村の概要を説明した「行令の第4条第5項の⑤に「委託料が受託業務を遂行するに足りる額である」と、こういう条文は以前からあるのです。ですから地方自治法で入札制度があるのですが、普通は大きな自治体、人口50万人以上の都市では、これの中で市町

一般廃棄物の許可

許可は7条許可と我々呼んでいました。7条許可には2種類ありまして、収集運搬業と処分業「一般廃棄物処理計画に適



関根委員長

27日は、研修内容を地元へ持ち帰り応用、伝搬するリーダーの育成コースとして、近江則明副委員長が「廃棄物処理法の基礎と裁判例、通知」について講義し

27日は、研修内容を地元へ持ち帰り応用、伝搬するリーダーの育成コースとして、近江則明副委員長が「廃棄物処理法の基礎と裁判例、通知」について講義し

27日は、研修内容を地元へ持ち帰り応用、伝搬するリーダーの育成コースとして、近江則明副委員長が「廃棄物処理法の基礎と裁判例、通知」について講義し

27日は、研修内容を地元へ持ち帰り応用、伝搬するリーダーの育成コースとして、近江則明副委員長が「廃棄物処理法の基礎と裁判例、通知」について講義し

27日は、研修内容を地元へ持ち帰り応用、伝搬するリーダーの育成コースとして、近江則明副委員長が「廃棄物処理法の基礎と裁判例、通知」について講義し

27日は、研修内容を地元へ持ち帰り応用、伝搬するリーダーの育成コースとして、近江則明副委員長が「廃棄物処理法の基礎と裁判例、通知」について講義し

27日は、研修内容を地元へ持ち帰り応用、伝搬するリーダーの育成コースとして、近江則明副委員長が「廃棄物処理法の基礎と裁判例、通知」について講義し

27日は、研修内容を地元へ持ち帰り応用、伝搬するリーダーの育成コースとして、近江則明副委員長が「廃棄物処理法の基礎と裁判例、通知」について講義し

27日は、研修内容を地元へ持ち帰り応用、伝搬するリーダーの育成コースとして、近江則明副委員長が「廃棄物処理法の基礎と裁判例、通知」について講義し

こだわりの製品を 追いつける会社



フレス式塵芥車
フレスマスター



電動回転式塵芥車
E-SEV



EP-2
(パキュームカー)



強力吸引車
パワフルマスター



浄化槽水リサイクル車
ウォーターマスター



高圧洗浄車
ハイプレクリーナー

株式会社 **モリタエコノス** 本社工場 〒669-1339 兵庫県三田市テクノパーク28番地 Tel.079(568)2006

■全国販売網及びサービス網

仙台支店 Tel.(022)237-4171(代)	神奈川支店 Tel.(045)505-0031(代)	四国支店 Tel.(087)841-3330(代)	代理店
埼玉支店 Tel.(048)777-1891(代)	静岡営業所 Tel.(054)281-2388(代)	福岡支店 Tel.(092)591-1201(代)	北海道モリタ Tel.(011)721-4114(代)
千葉支店 Tel.(043)243-2737(代)	名古屋支店 Tel.(052)882-4571(代)	鹿児島営業所 Tel.(099)282-8352(代)	北海道特殊自販機 Tel.(011)784-4222(代)
東京支店 Tel.(03)5569-1740(代)	関西支店 Tel.(072)947-2121(代)		沖縄モリタ特殊サービス Tel.(0988)77-6677(代)
西東京営業所 Tel.(042)568-2971(代)	京都営業所 Tel.(075)631-3391(代)		
新潟営業所 Tel.(025)265-0276(代)	広島支店 Tel.(082)893-2231(代)		

↑ TOHO ついに完成 魔法の潤滑油 衛生車の臭気問題を解決

衛生車の臭気〇化 作業環境の劇的な改善



脱臭剤不要

デオマジック VC1 オイル

衛生車の消臭対策に抜群の効果を発揮する真空ポンプ用潤滑油です。今お使いの潤滑油と交換するだけで、脱臭ツールを使わずとも、永年の悩みであった不快臭が芳香に変わります。作業ストレス軽減や雇用の確保、また、作業中を気付かせない周辺配慮にも効果抜群です。



DEOMAGIC™ VC1 Oil
デオマジック VC1 オイル



東邦車輛株式会社 特装自動車の製造販売

お問い合わせ先

東邦車輛株式会社 部品営業課
〒236-0043 神奈川県横浜市金沢区大川3番1号
TEL:045-784-1195 FAX:045-784-1196
Email:deomagic.vc1@shinmaywa.co.jp



本社/東京事務所 TEL:045-575-9901	中部支店 TEL:052-218-5123
北海道支店 TEL:011-633-7101	中部支店 金沢出張所 TEL:076-223-1191
東北支店 TEL:022-782-5040	近畿支店 TEL:0798-52-2100
仙台部品営業所 TEL:022-782-5065	東邦車輛サービス(株) TEL:072-433-2401
北関東支店 TEL:0276-89-1551	中国営業所(広島) TEL:082-890-2882
信越営業所(新潟) TEL:025-283-6571	四国営業所 TEL:089-965-4580
関東支店 TEL:03-3843-3351	九州支店 TEL:092-441-1951
茨城営業所 TEL:0298-22-5569	南九州営業所 TEL:099-252-2070
神奈川営業所 TEL:045-580-1511	福岡部品営業所 TEL:092-441-0634

金沢から 全国、海外に...

水処理関連機器の総合商社

誠意と信頼のネットワーク

即答即配システムが当社のモットーです。





株式会社 日環商事

Nikkan

本 社 〒920-0333 石川県金沢市無量寺5丁目75番地
TEL:076-268-1771(代) FAX:076-267-5348
FAX専用 フリーダイヤル 0120-617-718
E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp
http://www.nikkan-shoji.co.jp

四国営業所 〒769-0103 香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101
TEL:087-813-7621 FAX:087-813-7011

九州営業所 〒812-0861 福岡県福岡市博多区浦田1丁目5番21号-7
TEL:092-558-4828 FAX:092-558-4827

■取扱商品

エアープンプブロー	ガス検知器・送排風機	電動工具・制御機器・記録紙
水中ポンプ・陸上ポンプ	配水管清掃機器・薬剤	浄化槽関連部品・FRP補修剤
給水ポンプ・薬注ポンプ	各種産業用ベルト・ホース	マンホール・その他
水質検査器・理化学機器	浄化槽用消毒薬・維持管理剤	



この水、なんだか、気持ちイイ。

ハイライトグリーン®

生活や産業で使った水を、きれいな水に再生して自然にかえす。

日産化学のハイライトグリーンは、優れた溶解性でより高い污水处理効果を発揮する、合併・単独浄化槽のための殺菌・消毒剤です。

あらゆるニーズにお応えできるよう、形状・サイズも豊富にラインアップ。

錠剤に合わせて各種薬筒も取り揃えています。



お問い合わせ詳しい資料のご請求は…

日産化学株式会社

化学品事業部 ファインケミカル営業部

本社：東京都中央区日本橋二丁目 5 番 1 号 TEL.03(4463)8150
大 阪：TEL.06(6346)7130 福 岡：TEL.092(432)3422

測定値のバラツキが少ない、電子式透視度センサー		比色試験器	ピストン式採水器												
プローブ型透視度センサー：TP-10Z 	一体型透視度センサー：TP-30 	アクアテスター、DPD試薬 1Z / 2Z シリーズ (9段階測定) 7Z シリーズ (10段階測定)  DPD残留塩素測定試薬 比色法、ニーズに対応、粉末分包試薬、液体試薬をラインナップ  DPD-GL-10 DPD-GL-10 DPD液体試薬 DPD-WA-50 DPD-WA-50 遊離残留塩素試薬 DPD-F-1 DPD-F-1 遊離残留塩素試薬 DPD-TL-1 DPD-TL-1 全残留塩素試薬	ミズテッポ1号/2号  1回で 500ml 採水OK! 深い所 狭い所 浅い場所の 採水OK! テーバ付採水ノズル												
従来 透視度測定は従来JIS法に基づく目視測定式透視度計が用いられています。 問題・対策 目視式は測定環境の影響が大きい。電子式透視度センサーは安定した測定を実現。															
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>プローブ型</td> <td>一体型</td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>TP-10Z</td> <td>TP-30</td> </tr> <tr> <td>測定方法</td> <td>採水/投込</td> <td>採水</td> </tr> <tr> <td>測定範囲</td> <td>2~200cm 0~2Abs</td> <td>2~200cm</td> </tr> </table>		プローブ型	一体型	型式	TP-10Z	TP-30	測定方法	採水/投込	採水	測定範囲	2~200cm 0~2Abs	2~200cm		
	プローブ型	一体型													
型式	TP-10Z	TP-30													
測定方法	採水/投込	採水													
測定範囲	2~200cm 0~2Abs	2~200cm													
濁度、PH/ORP計、DO計、塩素イオン計 レーザー濁度計、導電率計、電磁濃度計 COD計、各種試薬・標準液、ETC		<h1>KRK 笠原理化学工業株式会社</h1>													
		本社：埼玉県久喜市吉羽1-10-10 ☎0480-23-1781 FAX 0480-23-2749 URL http://www.krkjpn.co.jp													

MLSS / 界面計	MLSS計	溶存酸素計 DO計	pH / ORP計	pH計	塩素イオン計																						
SS-10Z ¥250,000  沈殿槽の汚泥界面/MLSS測定	SS-10F ¥220,000  活性汚泥濃度測定	DO-10Z ¥125,000 NEW DOセンサー OXNIT® : OX-V2  測定範囲 DO : 0.00 ~ 30.00mg/L 水温 : 0.0 ~ 50.0°C	KP-10Z ¥95,000 pH / ORP / 水温計 	KP-10F ¥90,000 pH / 水温計 計量法 型式承認 計器本体 第SS142号 電極 第S142号 	CL-10Z ¥170,000 測定レンジ自動切替機能付  鉛フリー対応でIP67相当の防水構造 測定方式 固体膜塩素イオン電極法 測定範囲 0.1 ~ 2000mg/L																						
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>SS-10Z</td> <td>SS-10F</td> </tr> <tr> <td>測定範囲</td> <td>MLSS : 0~20000mg/L(表示は30000mg/Lまで)</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水深 0.00~5.00m</td> <td>無し</td> </tr> </table>		SS-10Z	SS-10F	測定範囲	MLSS : 0~20000mg/L(表示は30000mg/Lまで)	無し		水深 0.00~5.00m	無し			<table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>KP-10Z</td> <td>KP-10F</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">測定範囲</td> <td colspan="2">0.00~14.00pH</td> </tr> <tr> <td colspan="2">0~±1900mVpH電極起電力</td> </tr> <tr> <td>0~±1900mV(ORP)</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">0.0~50.0°C</td> </tr> </table>	型式	KP-10Z	KP-10F	測定範囲	0.00~14.00pH		0~±1900mVpH電極起電力		0~±1900mV(ORP)	無し		0.0~50.0°C			
	SS-10Z	SS-10F																									
測定範囲	MLSS : 0~20000mg/L(表示は30000mg/Lまで)	無し																									
	水深 0.00~5.00m	無し																									
型式	KP-10Z	KP-10F																									
測定範囲	0.00~14.00pH																										
	0~±1900mVpH電極起電力																										
	0~±1900mV(ORP)	無し																									
	0.0~50.0°C																										
各種DPD 残留塩素 測定試薬取扱 DPD-GL-10:1滴で測定100回分で5mL DPD-F-1(粉末遊離残留塩素測定試薬) DPD-TL-1(粉末全残留塩素測定試薬)		<h1>KRK 笠原理化学工業株式会社</h1>		本社：埼玉県久喜市吉羽1-10-10 ☎0480-23-1781 FAX 0480-23-2749 URL http://www.krkjpn.co.jp																							

合している」こと、「申請者が欠格要件に引っ掛かっていない」ことが条件で、許可なく収集運搬した場合は5年以下の懲役または1000万円以下の罰金、また法人は3億円以下の罰金、実は私が強調したのは「法人は3億円以下の罰金」です。

平成22年度法改正までは、従業員がした違法行為は、今日お集まりのみならずは会社の社長か役員の方だと思えますが、社長さんや会社には被ってこなかったんです。

しかし22年度法改正で、1億円が3億円に引き上げられ、従業員がした違法行為は会社に問われてきます。ですから産廃系は社員教育が重要ということになるわけです。

許可はいろいろなものは古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維の専ら物、家電リサイクル法や小型家電リサイクル法と全然違います(表2)。

「市町村による処理が困難な場合」の判断基準

市町村での処理が困難と判断しているのは、平成15年環境省課長通知から、市町村が直接処理できない場合に許可を出しているのですが、それは市町村に代わって行う「代行者」としての許可を出しているもので「補完性の原則」と呼んでいます。

そして補完性の観点から、処理業者の許可は市町村が困難な場合に限り与えることができる「処理困難性の原則」と呼ばれています。

さらに「計画適合性」「地域限定性」と4つがあります。これらには委託と同じくチェックリストがあり、クリスタリして許可が出るという仕組みになっています。

一廃は産廃と違い試験がないのです。京23区の場合、新規許可と更新許可で試験がありません。



表2 一般廃棄物の許可	
市町村長の許可 (7条許可)	
要件	①当該市町村の廃棄物処理が困難であること ②一般廃棄物処理計画に適合していること ③申請者の資格性に適合していること
許可なく収集運搬した場合は廃棄物処理法違反であり、	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科で、法人は3億円以下の罰金
例外	①専ら物 古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維 ②引越荷物運送業者 ③家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等

「市町村による処理が困難な場合」の判断基準

市町村での処理が困難と判断しているのは、平成15年環境省課長通知から、市町村が直接処理できない場合に許可を出しているのですが、それは市町村に代わって行う「代行者」としての許可を出しているもので「補完性の原則」と呼んでいます。

そして補完性の観点から、処理業者の許可は市町村が困難な場合に限り与えることができる「処理困難性の原則」と呼ばれています。

さらに「計画適合性」「地域限定性」と4つがあります。これらには委託と同じくチェックリストがあり、クリスタリして許可が出るという仕組みになっています。

一廃は産廃と違い試験がないのです。京23区の場合、新規許可と更新許可で試験がありません。

表3 「市町村による処理が困難な場合」の判断基準 [平成15年環境省課長通知]	
1)	通常の家系一般廃棄物…処理困難といえない。
2)	事業系一般廃棄物…多量で、収集運搬の場所・方法を指示する必要がある場合、 処理困難
3)	1・2で原則として処理困難でない一般廃棄物も、交通の状態その他の事情により、夜間収集作業を必要とする場合は 処理困難
4)	通常一般廃棄物であっても、市町村自ら収集・運搬又は処分し、又は市町村以外の者に委託して収集、運搬又は処分する体制が整わない場合は、現に一般廃棄物処理業者が許可を得て収集、運搬又は処分しているものについては 困難と認定
5)	市町村長の許可は、市町村がその責務である廃棄物処理の事務を円滑に遂行するのに必要適切であるかどうかの観点から決すべきもので、 市町村長の自由裁量に委ねられている。

関係条文…市町村長の許可要件としての「処理困難性」[法第7条5項1号]

新しい法律ができて、国だを有する。ところが小さな市町村では、うちは委託や許可でやっているから関係ないと言っているが、そういう話を環境省は無責任極まりない、「その行為の責任は市町村が有する」と言っているのです。

例えば不法投棄していた会社が倒産して逃げたら誰が責任を負うのか、許可業者が不法投棄して倒産したら市町村が全て責任を被るのです。だから委託でも許可でも選ぶときは慎重にしたいというのが環境省の話です。

そして委託料というのは、市の代行業者です。安い価格で委託してはダメですよと当たり前のこと言っています。

基本は直営職員が原則なんです。だから給料も労働保険も役所は全部入っています。それと同じように保険だって入りなさいということなんです。大きい市ではそこまでチェックしません。昔は通達行政があって県と市にこれをしなさいと命令がありました。現在は分権で止まりました。いまは通知に変わり、産廃の方は国の業務がまだ残っています。都道府県を中心に産廃関係の通知はほとんど出ます。ところが一般廃棄物は市町村の業務だから出せないわけですね(表4、表5)。

表5 平成26年10月8日付け 廃棄物・リサイクル対策部長通知	
①	市町村の廃棄物行政は、環境保全を前提とし、国民の安全、安心が確保されることを軸に進められるべきであること
②	廃棄物は不要であるために自由な処理に任せるとぞんざいに扱われる恐れがあり、市町村の統括的な処理責任の下、生活環境保全上支障の生じることがないよう、市町村が策定する一般廃棄物処理計画に基づき、適正に処理される必要があること
③	委託により一般廃棄物を処理する場合の基準については、適正処理を確保するため、「委託料が受託業務を遂行するに足る額であること」、適正手続きによる委託業者の選定が求められるなど、環境保全の重要性、一般廃棄物処理の公共性を重視すること
④	市町村が長期的な展望を持って一般廃棄物処理計画を策定・適用し、区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の処理体制とすること

などを主な内容とし、**市町村に極めて重い処理責任**を求めている

平成20年6月19日付け 環境省廃棄物対策課長通知

ポイント

- 環境保全の重要性
- 市町村の一般廃棄物処理責任の性格
- 一般廃棄物処理計画の策定及び適用

1. 廃棄物処理法第1条の「生活環境の保全と公衆衛生の向上」を基盤として循環型社会が存在しえることから、一般廃棄物行政においても、環境保全を前提として国民の安全、安心が確保されることを軸に循環型社会の形成のための施策を推進

2. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村の一般廃棄物処理責任の性格は、市町村は、一般廃棄物の処理について、**統括的な責任**を有する。市町村が自ら処理を行うことはもとより、他者に委託して行わせる場合、許可により処理を行う場合でも、**その行為の責任は市町村が有する**

施行令第4条委託基準、施行令第3条一般廃棄物処理基準に従った処理の必要性、さらに、委託基準では、「受託の能力要件等に加え、**「委託料が受託業務を遂行するに足る額であること」**とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物の公共性に鑑み、**経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視**している

受託者が基準違反など違法行為が行われた場合、統括的な責任から、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止措置を講ずる **市町村の処理責任は極めて重い**

競争入札による委託や新規許可をどうとらえるか

3. 一般廃棄物処理計画の策定及び適用

一般廃棄物処理計画の策定及び適用については、廃棄物処理法第6条第1項の及び第6条の2第1項に基づき、市町村は一般廃棄物処理基本計画を定めなければならない。計画に即した適正規模の処理施設や処理体制とするよう徹底されたい

表4 平成20年6月19日付け 環境省廃棄物対策課長通知	
◆ポイント	1. 環境保全の重要性 2. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格 3. 一般廃棄物処理計画の策定及び適用
1.	廃棄物処理法第1条の「生活環境の保全と公衆衛生の向上」を基盤として循環型社会が存在しえることから、一般廃棄物行政においても、環境保全を前提として国民の安全、安心が確保されることを軸に循環型社会の形成のための施策を推進
2.	市町村の一般廃棄物処理責任の性格 市町村の一般廃棄物処理責任の性格は、市町村は、一般廃棄物の処理について、 統括的な責任 を有する。市町村が自ら処理を行うことはもとより、他者に委託して行わせる場合、許可により処理を行う場合でも、 その行為の責任は市町村が有する
3.	一般廃棄物処理計画の策定及び適用 一般廃棄物処理計画の策定及び適用については、廃棄物処理法第6条第1項の及び第6条の2第1項に基づき、市町村は一般廃棄物処理基本計画を定めなければならない。計画に即した適正規模の処理施設や処理体制とするよう徹底されたい

表6 平成26年1月28日 最高裁判決の考え方

- 「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」
- 「一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある」

市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに、一般廃棄物処理業の新規許可又は許可更新を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可等は取り消される可能性

【5面から続く】
一般廃棄物処理業に
関する最高裁判決

環境省の通知が出ておりまして、さらに最高裁判決で、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない」とされましてから、競争入札は選択肢としてあっても実際はできないはずなんです。廃棄物処理法は競争原理に任せる業務ではないわけです。

平成26年10月の通知が出て以降、27年4月から自治体がどう動くかというところ、委託は行革通りでどんどん増やしましたが許可は横ばいです。

環境省は違法行為は原審と一緒に捕まえると言っています。知らなかったでは済まされない時代ですから、違法行為にならないよう気を付けていただきたいと思えます(表6)。

環境省

単独転換や省エネ浄化槽普及に重点
30年度全国浄化槽行政担当者会議開く

環境省は9月3日、東京・八重洲の東京駅日本橋カンファレンスセンターで、全国の浄化槽行政担当者等を対象に「平成30年度全国浄化槽行政担当者会議」を開催した(写真上)。浄化槽に関する予算や最新の施策方針が説明され、宅内配管工事費や共同浄化槽への助成を含む31年度予算要求の概要、省エネ型浄化槽の普及など新たな目標を位置づけた「廃棄物処理施設整備計画」の概要、政府の骨太の方針や成長戦略に盛り込まれた「汚水処理事業のリン・ベーシオン」が主な話題となった。



会議の冒頭で、環境省の松田尚之浄化槽推進室長(写真上)は「先日発表した汚水処理人口普及率は、29年度末で90・9%に達したが、地方部を中心にまだ1200万人の生活雑排水が処理されていない。環境省は国土交通省、農林水産省とともに、平成26年度に都道府県構想策定マニュアルを見直し、都道府県においては今年度末までに計画を見直し、概ね10年で汚水処理施設を概成していただく方針で取り組んでいただいている。環境省としても地域の環境の保全、暮らしの質の向上、そして強靱なまちづくりの観点から、下水道、集落排水事業とともに適切な役割分担のもと浄化槽の普及に取り組みをまいりたい」と挨拶した。

また「本日の会議の内容容について、私の方から簡単に説明させていただきます」とした上で、「6月19日に廃棄物処理施設整備計画が閣議決定されたが、浄化槽は従来の処理人口普及率の目標に代え、新たに①浄化槽整備区域における普及率②単独処理浄化槽の合併転換③省エネ浄化槽による二酸化炭素排出削減の3項目の目標を設定した」「また自民党下水道・浄化槽対策特別委員会が、宅内配管工事費を含めた単独転換の推進、浄化槽台帳の整備などを含めた『汚水処理事業のリン・ベーシオン』を取りまとめ、先般骨太の方針2018、成長戦略2018にも盛り込まれたところ。環境省としては廃棄物処理施設整備計画の目標と合わせ

全国環整連

平成30年度大会「人口減少」を開催
11月2日に岐阜グランドホテルで

全国環整連は11月2日、岐阜グランドホテル(写真)で平成30年度大会を開催する。

今年度のテーマは「人口減少」。日本の総人口は平成20年に1億2808万人とピークを迎えてから減少に向かつており、50年後の2068年には8516万人と推計される。

大会ではなぜ人口減少が起きるのか、過疎化する日本が高齢化社会を支えるのか、政治、行政が何

をしなければならぬのか議論を深める。当日は午後1時に開会し、主催者の主張のあと、早稲田大学の片山善博教授が「二歩離れたところからみた日本」を講演。その後、柴橋正直岐阜市長、藤原勉本巣市長を交え、「人口減少に行政はいかに立



ち向かうか」のテーマでパネルディスカッションを開く。

31年度予算要求、受検率向上策など講演

この後は浄化槽推進室の大石浩巳室長補佐が「31年度予算要求の概要」、板倉舞指導普及係長が「当面の浄化槽行政の諸問題」について講演した。

内容は松田室長の挨拶を補完する形で行われ、このうち大石室長補佐は31年度浄化槽予算について、循環型社会形成推進交付金で110億円(対前年度比30・6%増)、二酸化炭素排出抑制事業費等補助金で20億円(同25%増)と、近年としては最大規模となる合計140億円を要求したことを説明した。また、国庫助成の内容も大きくテコ入れし、単独転換に伴う宅内配管工事の助成、公有地を活用した共同浄化槽および管きよ整備への助成、浄化槽台帳導入推進事業への助成制度を創

設。さらに従来から実施していた「環境配慮・防災ま

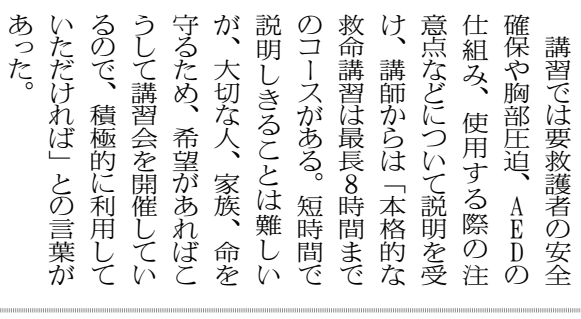
に基つき浄化槽管理者に受検案内を行う場合」「設置届出書類に検査依頼を証明する書類を添付する場合」など4方式に分類。各方式ごとに受検率を整理したところ、岐阜県のような「指定検査機関等による民間窓口を経て設置届出書類を提出する場合」が最も高く、ほぼ受検率100%の自治体が多いことが分かった。その上で受検率が低迷する理由などを整理し、検査手数料の前納制等の方策を実施することが受検率向上の手段としてまとめられた。

全国環整連は平成30年度7月理事会で、緊急時の人命救助に資するため、東京消防庁から講師を招き、AED(自動体外式除細動器)の使い方を中心に応急救護講習を開催した(写真)。

全国環整連の事務局にもAEDを設置しているが、近年は公共施設や商業施設でもAEDを自主的に設置することが増えており、以前よりAEDを使用する機会が増加している。またAEDの使用方法はパッケージに手順が記され、電源投入によっても自動音声

講習では要救護者の安全確保や胸部圧迫、AEDの仕組み、使用する際の注意点などについて説明を受け、講師からは「本格的な救命講習は最長8時間までのコースがある。短時間で説明しきることが難しいが、大切な人、家族、命を守るため、希望があればこうして講習会を開催しているの、積極的に利用していただければ」との言葉があった。

東京消防庁から講師招き応急救護講習
AEDの使い方、胸部圧迫法など研修



講習では要救護者の安全確保や胸部圧迫、AEDの仕組み、使用する際の注意点などについて説明を受け、講師からは「本格的な救命講習は最長8時間までのコースがある。短時間で説明しきることが難しいが、大切な人、家族、命を守るため、希望があればこうして講習会を開催しているの、積極的に利用していただければ」との言葉があった。